

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（抄）

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10953 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
最終改正 令和 2 年 3 月 31 日 元生産第 2663 号

（別紙）

環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

第 1 事業の実施

1～3 略

4 農業生産活動

支援の対象となる農業生産活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下に掲げる取組であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

（1）～（8）略

（9）その他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（抄）

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号
農 林 水 産 省 生 産 局 長
最終改正 令和 2 年 6 月 5 日 2 生産第 488 号

第 4 対象活動

1 要綱別紙第 1 の 4 の対象活動について生産局長が別に定める要件は次に定めるとおりとする。

（1）～（8）略

（9）地域特認取組

要綱別紙第 1 の 4 の（9）のその他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）は、以下に掲げる全ての項目を満たすものとする。また、取組内容は別表 1 に掲げるとおりとし、申請手続については、別記 1 のとおりとする。

ア 5 割低減の取組と組み合わせた取組であること

イ 地球温暖化防止、生物多様性保全その他の都道府県知事が必要と認める地域の環境保全の取組として高い効果があると認められること

ウ 取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと

(別記1)

都道府県知事が特に必要と認める取組について

地域特認取組の申請手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 都道府県知事は、様式第4号により、次の(1)から(6)までの事項等を記載の上、原則として地域特認取組による支援を要望する年度の前年度の生産局長が指定する期間に地方農政局長に対して申請を行うものとする。
 - (1) 地域特認取組の名称及び技術的な内容
 - (2) 地域特認取組の対象地域及び対象作物
 - (3) 地域特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果
 - (4) 地域特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案
 - (5) 地域特認取組の普及の実態
 - (6) 地域特認取組に係る支援要件、市町村による実施確認内容、保管する証拠書類その他特記すべき事項
- 2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行わなくてはならない。
- 3 2の協議を受けた生産局長は、次の(1)から(3)までに係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、地域特認取組の承認の可否について指示を行うものとする。
 - (1) 地域特認取組の普及拡大により、地球温暖化防止効果等高い環境保全効果の発現が見込まれること
 - (2) 地域特認取組の普及拡大には、追加的な経費等に着目した農業者に対する直接支援が必要であると見込まれること
 - (3) (2)の追加的な経費等に着目して設定される交付単価が、要綱別紙第1の4の(1)から(8)までに掲げる取組の交付単価と比較して妥当であると認められること
- 4 地方農政局長は、3による指示に基づき、申請のあった地域特認取組について、承認の可否を決定し都道府県知事に通知するものとする。

なお、地域特認取組を承認する場合にあっては、交付単価と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、承認された地域特認取組について、1の(2)の対象地域若しくは対象作物の追加、1の(6)の支援要件、市町村による実施確認内容又は交付単価の変更(取組の効果に影響のないものを除く。以下「重要な変更」という。)を行う場合には、1に準じて手続を行うものとし、地方農政局長及び生産局長は、2から4に準じて手続を行うものとする。

また、重要な変更以外の変更及び特認取組の支援を取りやめる場合については、1の手続によらず当該内容を地方農政局長へ届け出るものとする。

- 6 生産局長は、承認された地域特認取組について、要領第 14 に定める第三者機関の意見を踏まえた上で、当初見込まれた地球温暖化防止効果等について、高い環境保全効果の発現が確認できなかった場合又は普及の実態が確認できなかった場合は、当該地域特認取組の承認取消を地方農政局長に指示を行うものとする。
- 7 地方農政局長は、6 による指示に基づき、地域特認取組について、当該承認取消を都道府県知事に通知するものとする。